

# 衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.7.11 第 177 回国会第 10 号

7月11日(月)、第10回の委員会が開かれました。

## 1 東日本大震災復興の総合的対策に関する件

- ・江田法務大臣兼環境大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、海江田経済産業大臣、大畠国土交通大臣、自見国務大臣(金融担当)、細野国務大臣(原発事故の収束及び再発防止担当)、平野東日本大震災復興対策担当大臣、山口内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、阿久津内閣府大臣政務官、浜田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

### 階 猛君(民主)

- ・復興のためには新たな土地利用の仕組みを作り、魅力あるまちづくりにより若い世代に帰ってきてもらうことが必要だと考えるが、被災地の土地利用に関する平野東日本大震災復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・東北地方各地の交流・連携の活発化のため、日本海側と太平洋側を結ぶ高速道路などの交通網を整備する必要性について、平野東日本大震災復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・海江田経済産業大臣は玄海原発の再稼働問題で「いずれ時期がきたら責任をとる」と発言したが、菅内閣総理大臣が再稼働に同意しながら前言を翻したのであるから、海江田経済産業大臣に責任はないのではないか。

### 小 里 泰 弘君(自民)

- ・被災地ではがれき等災害廃棄物の処理が進まず、抜本的な改善策が求められる中、自民党を含む4党は、国の責務を明確にし、国が処理費用全額を負担する等の法案を提出した。本法案は東日本大震災復興特別委員会で審議すべきと考えるが、平野東日本大震災復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・4党案は、国が処理費用を全額負担することを規定しているのに対し、政府のがれき処理法案では市町村負担が残ることにに関して江田環境大臣の見解を伺いたい。さらに、政府案は、国による財政上の措置を努力義務としていることに関して、平野東日本大震災復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・玄海原子力発電所は安全確認の後、玄海町長が再稼働に同意したにもかかわらず、菅内閣総理大臣によるストレステスト実施方針により撤回された。原発の地元自治体の政府不信が高まっており、菅内閣総理大臣が謝罪すべきと考えるが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

### 吉 野 正 芳君(自民)

- ・東日本大震災復興構想会議の提言に「福島の大地がよみがえるときまで、大震災からの復興は終わらない」とあるが、平野国務大臣の“大地がよみがえる”イメージを伺いたい。
- ・11万7千人の福島県民が県内外に避難しており、避難者が避難先の市町村で行政サービスを受けられるようにする必要があるが、総務省はどのような取組みをしているのか。
- ・特定避難勧奨地点は一軒ごとに指定され、隣組内でも指定の有無が異なることから、地域の絆の崩壊を招くおそれがある。最低でも隣組単位で地域指定する必要があると考えるが、細野国務大臣の所見を伺いたい。

### 秋 葉 賢 也君(自民)

- ・防災集団移転促進事業とは別に、被災した仙台市荒浜地区を国が買い取り、国有地とした上で、公園として整備することなどを検討すべきではないか。
- ・復興庁は年内に発足すべきであり、同庁の設置の見通し及び同庁を被災地に置くことについて、平野東日本大震災復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・がれき処理法案について、4党案と政府案の違いは、4党案は全額国費で行うとしているのに対し、政府案は地方負担分が残ることであるが、平野東日本大震災復興対策担当大臣の認識を伺いたい。

### 石 田 祝 稔君(公明)

- ・平野東日本大震災復興対策担当大臣をはじめ、復興担当政務3役の復興への決意を伺いたい。
- ・復興特別区域制度について、具体的な提案の時期、提案の内容及び法案化の指示をすでに出しているかについて、平野東日本大震災復興対策担当大臣に伺いたい。

- ・復興計画策定には土地利用の方針を示す必要があるが、平野東日本大震災復興対策担当大臣は、これをいつ頃、どのように示す考えであるのか伺いたい。

### 塩川 鉄也君（共産）

- ・被災者が仮設住宅として民間賃貸住宅の借上げを利用する場合の取扱いについて、発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降自治体名義の契約に置き換えた場合、家賃を国庫負担するとした厚生労働省の通知が、首都圏等の被災者受入れ自治体において徹底されていないが、直ちに是正されるべきではないか。
- ・民間賃貸住宅の借上げの際、家賃の限度額（例：4人家族の場合に6万円）が設定されているが、上限額として不適當ではないか。

### 吉 泉 秀 男君（社民）

- ・復興特区については、被災地に限定したものではなく、復興構想会議の提言にあるように東北一帯で広く実施

#### 2 原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）

- ・高木文部科学大臣、海江田原子力経済被害担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 柿 沼 正 明君（民主）

- ・福島第一原子力発電所事故について、異常に巨大な天災地変の場合の事業者免責規定（原子力損害賠償法第3条第1項ただし書）を適用せず、本法案による措置を講じることとした経緯を伺いたい。
- ・本法案では国の責任をどのように位置付けているか。また、国庫納付を前提としない政府による資金交付規定（第65条）を柔軟に適用するべきではないか。
- ・ステークホルダーの協力をどのように想定しているか。また、東京電力に対して法的整理を適用せず、本法案に基づく措置を講じることとした意義は何か。

### 長 尾 敬君（民主）

- ・原子力政策を国策として推進してきたことを踏まえ、国と事業者の責任を明確化するべきではないか。
- ・原子力損害賠償補償契約に基づき事業者が納付する補償料は、一般会計の歳入に繰り入れるのではなく、原子力損害の発生に備えて積立てるべきではないか。
- ・「損害賠償の実施」と「電力の安定供給」の双方の観点から、今後の東京電力及びエネルギー政策の在り方について海江田原子力経済被害担当大臣の見解を伺いたい。

- すべきものと考えが、平野東日本復興対策担当大臣の見解を伺いたい。

### 柿 澤 未 途君（みんな）

- ・浜田総務大臣政務官の所掌事務内容及び職務実績を伺いたい。